

2023年9月27日

学長決定

松本大学の教育課程における生成 AI の取扱いに関する指針

2022年11月に OpenAI 社が公開した ChatGPT は、公開から2か月で月間ユーザーが1億人を突破し、また、文章のみならず画像や音声等の生成を行う AI も普及するなど、生成 AI の開発や利活用が急速に進展している。

生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、そうしたことへの対応とバランスを取りながら取り扱う必要があるとされている。

(趣旨)

1. この指針は、生成 AI に関する動向を踏まえ、松本大学及び松本大学松商短期大学部（以下「本学」という）の全ての教育課程における生成 AI システムの利用に係る原則を定める。ただし、教育課程を管理する学部、学科、研究科（以下「学部等」という）は、それぞれが管理する教育課程における生成 AI の利用について、必要に応じて、別の定めをすることができる。また、学部等は、その教育課程を構成する科目担当教員が、この指針又は学部等の定めと異なる定めをすることを認めることができる。

(対象範囲)

2. この指針は、本学で教育を担当する全ての教員及び本学で学ぶ全ての学生を対象とする。

(生成 AI システムの定義)

3. この指針において、生成 AI システムとは、コンピュータシステム（ネットワーク上のサービスとして提供されているものを含む。）のうち、データに基づく学習を行い、かつ、その学習結果に基づく新たな出力を行う機能を備えるものをいう。

(教員による生成 AI システムの利用)

4. 教員は、その担当する科目の教育について、道具として生成 AI システムを利用し、及び、教材として生成 AI システムの出力を利用することを妨げられない。
5. 教員は、前項の利用を行った場合、当該科目の履修者に対して、当該利用の事実を告知しなければならない。

(学生による生成 AI システムの利用)

6. 学生は、その履修する科目の学修について、道具として生成 AI システムを用いることを妨げられない。ただし、生成 AI システムは、情報を収集・整理する作業を自動化し結果だけを表示するものであるため、利用にあたっては次のような観点に留意すること。

- (1) 回答は内容を精査する：生成 AI の回答には、学習内容や設定アルゴリズムに基づくバイアスや誤った内容が存在することがある。回答を鵜呑みにすることなく、必ず自ら検証（ファクトチェック）を行うこと。
- (2) 著作権を守る：生成 AI の生成物には、著作権等の知的財産権を侵害する可能性があることが指摘されている。AI の生成物を利用する際には、第 9 項に掲げる事項を参考資料として明示できるようにしておくこと。
- (3) 研究倫理等の倫理を守る：生成 AI は、人間の偏見や差別を反映する場合があります、プライバシーの侵害や誹謗中傷にあたる表現が含まれている可能性がある。利用にあたっては倫理的態度を持って臨むこと。

7. 生成 AI システムは、利用者が入力した情報を記録及び学習する特性を有することから、次のような情報を入力してはならない。

- (1) 研究上の秘密等一般に秘密として取り扱うべき情報
- (2) 個人情報やプライバシー情報等の人格的利益を害する蓋然性のある情報
- (3) 他者の名誉等の人格的利益を害することを目的とする虚偽の情報

8. 第 6 項にかかわらず、学生が履修する科目においてレポート等の学修成果物（以下「レポート等」という）の作成及び提出をする場合においては、生成 AI システムの出力内容を参考資料とすることは差し支えないが、当該出力内容そのものをレポート等としてはならない。

9. 学生が、レポート等の作成及び提出をする場合において、生成 AI システムの出力内容を参考資料とした場合は、当該レポート等に次の事項を明示し、又は、添付しなければならない。ただし、(3) 及び (4) については、当該科目を担当する教員が予め指示したときは、追加提出に応じることができるように準備することで足りるものとする。

- (1) 利用した生成 AI システムの名称及びバージョン
- (2) 生成 AI システムの利用日
- (3) 生成 AI システムに投入した質問や作業指示（プロンプト）等の情報及び環境設定
- (4) 生成 AI システムの出力内容

（教員による学生の生成 AI システム利用の制限）

10. 第 6 項から第 9 項にかかわらず、教員は、その担当する科目の教育に必要と認める場合、当該科目における学修の特定の部分について、生成 AI システムの利用を禁止し、又は、制限することができる。ただし、これを行う場合には、禁止又は制限の内容及びその教育上の理由を明確に履修学生に示さなければならない。

（成績評価）

11. 学生が第 8 項又は第 9 項に違反したレポート等を提出した場合、当該科目を担当する教員は、成績評価上、レポート・論文の剽窃（不正行為）として取り扱う、又は当該レポート等が提出されなかったものとして取り扱うものとする。

(改正)

12. AI システムは常に進化しており、利用にあたって注意すべき事柄も変化していく可能性が高い。この指針も適宜改正を行うことを前提とし、改正した場合にはポータルシステム等を通じて速やかに本学の教員並びに学生に周知するものとする。

13. この指針の改正は、全学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

この指針は、2023 年 9 月 28 日より適用する。